明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

物質に係る右欄に掲げる係数を乗じて得られる値を算定し、当該物質について算定した値を合計（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た値）

○環境省告示第四十九号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第二項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十二条の規定に基づき、障害補償標準給付基礎月額を次のように定めたので、公示する。

平成二十七年三月三十一日

環境大臣　望月　義夫

年齢階層	性別	
	男子	女子
昭和六十年四月二日以降に生まれた者	二二〇、五〇〇円	一八九、七〇〇円
昭和五十五年四月二日から昭和六十年四月一日までの間に生まれた者	二五三、四〇〇円	二〇〇、九〇〇円
昭和五十年四月二日から昭和五十五年四月一日までの間に生まれた者	二八五、九〇〇円	二一一、五〇〇円
昭和四十五年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者	三一七、六〇〇円	二一五、二〇〇円
昭和四十年四月二日から昭和四十五年四月一日までの間に生まれた者	三四六、八〇〇円	二二〇、三〇〇円
昭和三十五年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者	三五六、八〇〇円	二一七、〇〇〇円
昭和三十年四月二日から昭和三十五年四月一日までの間に生まれた者	三三七、一〇〇円	二〇六、六〇〇円
昭和二十五年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	二三七、三〇〇円	一七五、六〇〇円
昭和二十年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	二二一、二〇〇円	一七〇、〇〇〇円
昭和二十年四月一日以前に生まれた者	二二七、六〇〇円	一七三、三〇〇円

附　則

1　この告示は、平成二十七年四月以降の月分の障害補償費について適用する。ただし、平成二十七年三月以前の月分の障害補償費については、なお従前の例による。

2　平成二十六年三月環境省告示第四十九号（公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第一項の障害補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。

○環境省告示第五十号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第三十一条第二項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十七条の規定に基づき、遺族補償標準給付基礎月額を次のように定めたので、公示する。

平成二十七年三月三十一日

環境大臣　望月　義夫

年齢階層	性別	
	男子	女子
昭和六十年四月二日以降に生まれた者	一九三、〇〇〇円	一六六、〇〇〇円
昭和五十五年四月二日から昭和六十年四月一日までの間に生まれた者	二二一、八〇〇円	一七五、八〇〇円
昭和五十年四月二日から昭和五十五年四月一日までの間に生まれた者	二五〇、二〇〇円	一八五、〇〇〇円
昭和四十五年四月二日から昭和五十年四月一日までの間に生まれた者	二七七、九〇〇円	一八八、二〇〇円
昭和四十年四月二日から昭和四十五年四月一日までの間に生まれた者	三〇三、五〇〇円	一九二、八〇〇円
昭和三十五年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者	三一二、二〇〇円	一八九、九〇〇円
昭和三十年四月二日から昭和三十五年四月一日までの間に生まれた者	二九五、〇〇〇円	一八〇、八〇〇円
昭和二十五年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	二〇七、七〇〇円	一五三、七〇〇円
昭和二十年四月二日から昭和二十五年四月一日までの間に生まれた者	一九三、六〇〇円	一四八、六〇〇円
昭和二十年四月一日以前に生まれた者	一九九、二〇〇円	一五一、六〇〇円

附　則

1　この告示は、平成二十七年四月以降の月分の遺族補償費及び平成二十七年四月一日以降に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金について適用する。ただし、平成二十七年三月以前の月分の遺族補償費及び平成二十七年三月三十一日以前に死亡した被認定者に係る遺族補償一時金については、なお従前の例による。

2　平成二十六年三月環境省告示第五十号（公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第一項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部七〇〇円（本体六五〇円）　（配送料別）